

リスク分担表

段階	リスクの種類	内 容	負 担 者	
			大阪市	指定 管理者
共通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	第三者賠償	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
		指定後のインフレ、デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期 ※1	協議事項	
	事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
指定管理者の事業放棄・破綻			○	
申請 段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備 段階	引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 ※2		○
管理 運営 段階	施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	管理経費の膨張	大阪市以外の要因による管理経費の膨張		○
		大阪市の要因による管理経費の膨張	○	
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
	施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※3	協議事項	
		管理上の瑕疵によるもの		○
	債務不履行	大阪市側の事由による協定内容の不履行	○	
		指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器の不備による事故 ※4	協議事項		
	施設管理上の瑕疵による事故 ※4		○	
管理リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休館等に伴うもの		○	

- ※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応
 - ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
 - ・復旧可能な場合の復旧に要する経費については、指定管理者と協議する。
 - ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
 - ・大阪市は、指定管理者に対する休業補償を行わない。

- ※2 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応
 - ・新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
 - ・引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

- ※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応
 - ・サービス提供に伴って基幹的な施設・機器等が損傷した場合、施設管理上の瑕疵があるときは指定管理者が、それ以外は大阪市がそのリスクを負うものとする。ただし、基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷は、指定管理者の瑕疵の有無にかかわらず、指定管理者の負担とする。
 - ・基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等は、指定管理者が補修更新するものとする。なお、当該施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として大阪市の所有とする。
 - （注）基幹的な施設・機器等とは、・・・建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）など。
 - ・施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

- ※4 施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応
 - ・施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。